

**声明** 安倍内閣による集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回を求めます

2014年7月3日

女性「九条の会」

〒112-0006 東京都文京区小日向 4-2-5

安田ビル 1階新協印刷(株)気付

TEL 03-6240-0940 FAX 03-6240-0941

殿

安倍内閣は7月1日、国民の反対を押し切って、集団的自衛権行使容認の「閣議決定」を強行しました。日本政府は長年にわたって「日本国憲法第九条のもとで集団的自衛権の行使は許されない」とする憲法解釈をしてきました。それを安倍内閣は、国会に諮ることもせず、国民の意思を問うこともせずに、与党だけの協議で、自衛隊による海外での武力行使ができる国へと180度転換してしまいました。この行為は立憲主義を根本から踏みにじるものであり、日本国憲法第九条の破壊を意味するものです。

今回の閣議決定は、「我が国と密接な関係にある他国への武力攻撃が発生し、我が国の存立が脅やかされ、国民の生命および自由、および幸福追求の権利が根底から覆される『明白な危険』がある場合に限定して武力行使を可能とする」としています。しかし、「他国」へのどのような武力攻撃が日本に影響を及ぼすのか、「明白な危険」とはどのようなものかを判断するのは時の政府であり、拡大解釈の危険性をはらんでいます。

安倍内閣は、今秋の臨時国会以降、自衛隊法やPKO法など関連する個別法改悪によって法的基盤を固め、「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」の再改定に結びつけようとしています。こうして自衛隊による海外での武力行使の歯止めは取り払われていきます。政府は「集団的自衛権は抑止力であって、集団的自衛権が容認されたからといってすぐに戦争に結びつくものではない」と言います。しかし、ドイツの例が示すように、後方支援のつもりでいた自衛隊員が戦闘行為に巻き込まれ、殺し、殺される危険性は十分に考えられます。

また、「アメリカに加担して手を出したら倍返しされるのではないか」と言った漫画家がありますが、日本が敵と思われ、テロの対象となって、都市や原発が攻撃される危険もあることを国民は感じております。日本にミサイルが撃ち込まれることも考えられます。本当の抑止力は、日本に「憲法九条」があることを世界に発信し続けることです。

子どもたちに、平和で安全な社会を手渡したいと私たちは望んでいます。それは、平和外交によってこそ達成されるものであり、平和憲法を持つ日本という世界からの信頼を裏切るべきではありません。今回の「閣議決定」の撤廃を私たちは求めます。

以上